

厚生労働省発医政 1010 第 2 号  
令和 7 年 10 月 10 日

石川県知事 殿

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金（病院歯科整備事業）の国庫補助について

標記については、別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金（病院歯科整備事業）交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので、通知する。

〔 厚生労働省発医政1010第2号  
令和7年10月10日 〕

令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金（病院歯科整備事業）  
交付要綱

（通 則）

- 1 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等設備整備費補助金（病院歯科整備事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号<sub>労働省</sub>）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、令和6年能登半島地震により被災し、被災後に歯科医療機関が減少し歯科医療提供体制の構築が進んでいない石川県珠洲地域において、住民が近隣で歯科医療を受診することが難しい状況となっていることから、身近な地域で歯科医療を提供出来る体制を速やかに確保することが出来るよう、病院の歯科を整備するために必要な支援を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 令和7年3月28日医政発0328第62号厚生労働省医政局長通知「病院歯科整備事業の実施について」に基づき石川県が珠洲市総合病院に補助する病院歯科整備事業を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次の方法により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と次の表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額と石川県が補助する額とを比較して最も少ない額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
51,150千円	歯科診療に必要な医療機器・機材及び備品（歯科訪問診療に使用する医療機器・機材等を含む。）、歯科診療に対応した電子カルテやレセコン等のシステム整備（設置に必要な経費を含む）

（交付の条件）

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- （1）事業に要する経費の配分の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - （2）事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しその指示を受けなければならない。
  - （5）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - （6）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
  - （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
  - （8）補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
  - （9）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (10) 石川県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 石川県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合に（１）から（９）に掲げる条件（この場合において（１）から（４）、（６）及び（９）中「厚生労働大臣」とあるのは「石川県知事」と、「国庫」とあるのは「石川県」と、（５）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「石川県知事の承認」と、（９）中「第４号様式」とあるのは「第５号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。
- (12) (11)により付した条件に基づき石川県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (14) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### （申請手続）

6 この補助金の交付の申請は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 間接補助事業者は、石川県知事が定める日までに石川県知事に提出するものとする。
- (2) 石川県知事は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率等に乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においてはこの限りでない。

#### （変更申請手続）

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い令和8年1月20日までに行うものとする。

#### （交付決定までの標準的期間）

8 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

厚生労働大臣は、石川県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

10 この補助金の事業実績報告は、以下のとおり行うものとする。

- （1）間接補助事業者は、石川県知事が定める日までに石川県知事に提出するものとする。
- （2）石川県知事は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（5の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、6に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。